

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第83号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「第12条」を「第12条第1項」に、「同条第2項に該当する場合」を「同条第2項各号に規定する方法により行う申請」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)